

**新宿区地域生活支援事業実施に伴う移動支援事業
利用者に対する利用者負担軽減事業運営要綱**

平成 18 年 9 月 29 日 18 新福障経第 1106 号福祉部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に基づく移動支援事業実施要綱（平成 18 年 18 新福障経第 1106 号。以下「移動支援要綱」という。）に基づき移動支援事業の利用者に対する利用者負担の軽減措置を区長が実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この事業の対象となる利用者（以下「対象者」という。）は、移動支援要綱第 3 条に該当する者とする。

(対象サービス)

第 3 条 この事業の対象となるサービスは、移動支援要綱第 4 条に定める移動支援とする。

(軽減内容)

第 4 条 区長は、対象者の対象サービスに係る利用者負担について、新宿区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年新宿区規則第 60 号）第 36 条第 1 項に定める地域生活支援給付費に規定する費用を控除した残額を、100 分の 3 に軽減し、残額と軽減後の差額を対象者に給付するものとする。

(軽減の方法)

第 5 条 対象者が、移動支援要綱第 8 条に基づき契約を締結した協定事業者から対象サービスの提供を受けたときは、区長は、第 4 条に定める給付費を当該事業者に支給することができる。

2 前項本文の規定による支払があったときは、対象者に対し第 4 条に定める給付費の支給があったものとみなす。ただし、区長が必要と認めるときは、前項にかかわらず対象者に直接給付費を支給することができる。

3 区長は、対象者の利用者負担額が第 4 条による減額後の利用者負担額で支払われていることを確認するため、事業者利用者負担額の請求書又は領収書の控えその他必要な書類の提出を求めることができる。

(高額地域生活支援サービス費の適用関係)

第 6 条 高額地域生活支援サービス費については、この要綱による軽減措置適用後の利用者負担額を基に算定することとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第 7 条 この要綱による給付を受ける権利は、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(不正利得の返還)

第 8 条 偽りその他不正の行為によって、この要綱による給付を受けた者があるときは、区長は、その者から、当該給付の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができ

る。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 15 日 20 新福障経第 1586 号）

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 利用者負担軽減について必要な手続きはこの要綱の施行前においても行うことができる。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日 23 新福障経第 2292 号）

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 利用者負担軽減について必要な手続きはこの要綱の施行前においても行うことができる。

附 則（平成 25 年 3 月 28 日 24 新福障経第 1570 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日 25 新福障経第 2687 号）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 利用者負担軽減について必要な手続きはこの要綱の施行前においても行うことができる。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日 26 新福障経第 2355 号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日 29 新福障経第 2338 号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日 2 新福障経第 2558 号）

この要綱は、決定の日から施行する。